

○南房総市住宅取得奨励金交付要綱

平成21年3月31日

告示第32号

改正 平成23年3月31日告示第46号

平成24年3月28日告示第36号

平成24年6月18日告示第108号

平成25年3月29日告示第56号

平成25年10月1日告示第175号

平成27年3月20日告示第25号

平成28年3月28日告示第34号

平成29年3月28日告示第33号

平成29年3月29日告示第40号

平成30年1月4日告示第1号

(目的)

第1条 この告示は、市内に優良な新築住宅を取得した子育て世帯、若年者等に対し、南房総市補助金等交付規則（平成18年南房総市規則第45号）及びこの告示に基づき、予算の範囲内において奨励金を交付することにより、本市への若者の定住促進及び地域経済の活性化を図り、もって活気にあふれた地域社会を築くことを目的とする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 新築住宅 自己の居住の用に供するために市内に建設され、又は売買等により取得された一戸建て住宅又は併用住宅であつて、その建設後使用されたことのないもののうち、建設工事の完了の日から起算して1年以内のものをいう。
- (2) 定住 相当の期間居住する意思を持って、自己又は同居する者の所有（共有を含む。）する住宅に住居を定め、かつ、当該住宅の所在地が住民基本台帳に記録されており、生活実態があることをいう。

- (3) 居住用面積 居間、寝室、台所その他の専ら居住の用に供する部分の面積をいう。
- (4) 市内建設業者 建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第3項に規定する建設業者又は同法第3条第1項ただし書に規定する軽微な建設工事のみを請け負うことを営業とする者（以下「建設業者等」という。）で、法人にあつては本店を、個人にあつては主たる事業所を市内に有するものをいう。
- (5) 郡市内建設業者 建設業者等で、法人にあつては本店を、個人にあつては主たる営業所を館山市、鴨川市又は鋸南町に有するものをいう。
- (6) 市内販売業者 宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第2条第3号に規定する宅地建物取引業者（以下「宅地建物取引業者」という。）で、法人にあつては本店を、個人にあつては主たる事業所を市内に有するものをいう。
- (7) 郡市内販売業者 宅地建物取引業者で、法人にあつては本店を、個人にあつては主たる営業所を館山市、鴨川市又は鋸南町に有するものをいう。
- (8) 子育て世帯 第7条の規定により認定を受ける日の属する年度の4月1日において、満15歳以下の子を持つ世帯（次号に規定する多子世帯を除く。）をいう。
- (9) 多子世帯 第7条の規定により認定を受ける日の属する年度の4月1日において、満15歳以下の子を3人以上持つ世帯をいう。
- (10) 若年者 第7条の規定により認定を受ける日の属する年度の4月1日において、申請者の年齢が満39歳以下の者をいう。

（対象新築住宅）

第3条 奨励金の交付の対象となる新築住宅（以下「対象新築住宅」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 建築士（建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第1項に規定する建築士をいう。以下同じ。）の設計による住宅であつて、建築基準関係規定及びその他関係法令等に準拠している住宅であること。
- (2) 平成21年4月1日以後に建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項又は第6条の2第1項に規定する確認済証の交付を受け、同法第7条第5項又は第7条の2第5項に規定する検査済証の交付を受けていること。ただし、建築基準法第6

条第1項第2号又は第3号に規定する建築物以外の住宅であつて、同項第4号の区域以外の区域におけるもの（以下「指定区域外住宅」という。）については、この限りでない。

- (3) 居住用面積が70平方メートル以上であること。
- (4) 市内建設業者若しくは郡市内建設業者により建設された住宅又は市内販売業者若しくは郡市内販売業者により販売された住宅であること。

(交付対象者)

第4条 奨励金の交付を受けることができる者（以下「交付対象者」という。）は、対象新築住宅を建築し、又は購入した者で、次の各号のいずれにも該当するものとする。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

- (1) 子育て世帯の世帯員、多子世帯の世帯員又は若年者であること。ただし、南房総市木造住宅耐震診断費補助金交付要綱（平成19年南房総市告示第37号）第3条に規定する木造住宅で、当該補助金を活用して行った耐震診断の結果、上部構造の総合評点が1.0未満と診断されたものを建て替える者については、この限りでない。
- (2) 奨励金の交付申請時において、対象新築住宅に定住していること。
- (3) 対象新築住宅に対して課される固定資産税の納税義務者であり、かつ、その2分の1以上の所有権を登記事項証明書で確認できること。
- (4) 奨励金の交付申請時において、申請者及び同居している者に市税等の滞納がないこと。
- (5) この告示の規定による奨励金を過去に受け取ったことがないこと。
- (6) 第7条の規定により認定を受ける日の属する年度の末日までに奨励金の交付の決定を受けることができる見込みがあること。

(奨励金の額)

第5条 奨励金の額は、別表のとおりとする。

(奨励金対象住宅の認定申請)

第6条 交付対象者は、奨励金の交付に係る新築住宅について、あらかじめ奨励金対象住宅として認定を受けなければならない。

2 交付対象者は、前項の認定を受けようとするときは、対象新築住宅に係る建築確認の日（指定区域外住宅にあつては同法第15条第1項の届出（以下「工事届」という。）の届出日、売買契約の場合にあつては当該売買契約の締結日）から2箇月を経過した日又は当該申請をしようとする日の属する年度の1月末日のいずれか早い日までに住宅取得奨励金対象住宅認定申請書（別記第1号様式）に次に掲げる書類を添え、市長に申請しなければならない。ただし、やむを得ない事情がある場合で、市長が特に認めるときは、この限りでない。

- (1) 交付対象者及び同居を予定している者の住民票の写し
- (2) 工事請負契約書又は売買契約書の写し
- (3) 居住用面積が明らかになる図面及び計算書
- (4) 建築士免許証の写し
- (5) 建築確認済証の写し（指定区域外住宅にあつては、工事届の写し）
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
（奨励金対象住宅の認定）

第7条 市長は、前条の規定による申請があつたときは、その内容を審査し、相当と認めるときは住宅取得奨励金対象住宅認定通知書（別記第2号様式）により、認定できないときは住宅取得奨励金対象住宅不認定通知書（別記第3号様式）により、当該申請を行った者に通知するものとする。

（奨励金の交付申請）

第8条 交付対象者は、奨励金の交付を受けようとするときは、住宅取得奨励金交付申請書（別記第4号様式）に次に掲げる書類を添え、市長に申請しなければならない。ただし、指定区域外住宅にあつては、第5号に掲げる書類を添えることは、要しない。

- (1) 申請する者及び同居している者の住民票の写し（第6条の規定による認定申請時から変更のあつた場合に限る。）
- (2) 市税等納付状況調査同意書（別記第5号様式）
- (3) 登記事項証明書
- (4) 居住用面積が明らかになる図面及び計算書（第6条の規定による認定申請時から変

更のあった場合に限る。)

- (5) 建築完了検査済証の写し
- (6) 住宅取得奨励金対象住宅認定通知書（別記第2号様式）の写し
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前項の規定による申請は、対象新築住宅の建設完了の日から1年以内にしなければならない。

(奨励金の交付決定)

第9条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは住宅取得奨励金交付決定通知書（別記第6号様式）により、奨励金を交付しないときは住宅取得奨励金不交付決定通知書（別記第7号様式）により、当該申請を行った者に通知するものとする。

2 前項の規定による住宅取得奨励金交付決定通知書をもって、交付額の確定の通知とみなすものとする。

(奨励金の交付請求)

第10条 前条第2項の規定により交付額の確定を受けた者が、奨励金の交付を請求しようとするときは、住宅取得奨励金交付請求書（別記第8号様式）により市長に請求しなければならない。

(交付決定の取消し等)

第11条 市長は、第9条第1項の規定により交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の規定による交付の決定を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により交付の決定を受けたとき。
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が奨励金の交付を不相当と認めるとき。

2 市長は、前項の規定により交付の決定を取り消したときは、住宅取得奨励金交付決定取消通知書（別記第9号様式）により、当該交付の決定を取り消した者に通知するものとする。

(奨励金の返還)

第12条 市長は、前条第1項の規定により交付の決定を取り消した場合において、既に奨励金を交付しているときは、当該奨励金の全部又は一部を返還させることができる。

2 市長は、前項の規定により奨励金を返還させようとするときは、住宅取得奨励金返還通知書(別記第10号様式)により、当該奨励金を返還すべき者に通知するものとする。

3 前項の規定による通知を受けた者は、市長が定める期日までに奨励金を市長に返還しなければならない。

(委任)

第13条 この告示に定めるもののほか、奨励金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成21年4月1日から施行する。

(失効)

2 この告示は、平成31年3月31日限り、その効力を失う。

附 則(平成23年3月31日告示第46号)

この告示は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成24年3月28日告示第36号)

(施行期日)

1 この告示は、平成24年4月1日から施行する。ただし、附則第2項の改正規定は、公示の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の南房総市住宅取得奨励金交付要綱の規定(附則第2項の規定を除く。)は、この告示の施行日以後に改正後の南房総市住宅取得奨励金交付要綱第7条の規定により認定される奨励金対象住宅について適用し、同日までに同条の規定により認定されている奨励金対象住宅については、なお従前の例による。

附 則(平成24年6月18日告示第108号)

この告示は、平成24年7月9日から施行する。

附 則（平成25年3月29日告示第56号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（平成25年10月1日告示第175号）

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月20日告示第25号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（平成28年3月28日告示第34号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（平成29年3月28日告示第33号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（平成29年3月29日告示第40号）

（施行期日）

- 1 この告示は、平成30年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この告示の施行の際現にあるこの告示による改正前の様式については、この告示による改正後の様式にかかわらず、当分の間、なおこれを使用することができる。

別表（第5条関係）

種別	申請者	業者区分	奨励金額
AA	多子世帯の世帯員	市内建設業者又は 市内販売業者	1,000,000円
A	子育て世帯の世帯員		700,000円
B	若年者		500,000円
CC	多子世帯の世帯員	郡市内建設業者又 は郡市内販売業者	500,000円
C	子育て世帯の世帯員又は若年者		300,000円
D	南房総市木造住宅耐震診断費補助 金交付要綱第3条に規定する木造 住宅で、当該補助金を活用して行っ	市内建設業者又は 市内販売業者	500,000円
E	た耐震診断の結果、上部構造の総合 評点が1.0未満と診断されたもの を建て替える者		